

平成23年度 志<sup>し</sup>久<sup>く</sup>見<sup>み</sup>地<sup>ち</sup>区<sup>く</sup> 活性化計画

長野県下水内郡栄村

平成23年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成23年度志久見地区活性化計画			地区名	志久見地区	計画期間	平成23年度～平成27年度
都道府県名	長野県	市町村名	下水内郡栄村				

## 目 標

栄村の農地5.0haにおいて、農業用排水施設の整備保全を行ない、持続的に農業を営むことにより定住の促進を図る。今回の受益地に該当する志久見地区の人口を対象とし、データのある過去5年間の地区人口の減少率が15.7%であったことから、平成23年度(推定)と平成27年度の対象地区の人口を比較し、その減少率を15.0%以下に抑制することを目標とする。

平成23年度当初=88人(推計値) 平成27年度=75人以上【減少率15.0%以内の抑制】(目標)

## 目標設定の考え方

### 地区の概要

栄村は、長野県の最北端に位置し、271.51km<sup>2</sup>と広大な面積を有しており、その93%を山林原野が占めている。村の北部に千曲川が東西に横断し、志久見川、中津川が南北に流れ、それぞれの川沿いの平坦部に31の集落を形成している中山間地域で、気象は日本海型の気候により全国有数の豪雪地帯である。

志久見地区は、志久見川沿いあり、集落の高齢化率は45.1%と高い。農業は稲作が中心で、長野県コシヒカリの「特A」地域であり、食味の良い高品質の米づくりに取り組んでいるが、山際の条件の悪い水田では荒廃農地も見られる。しかし、村単の田直し事業による簡易基盤整備や山菜の作付け等により荒廃を防止してきた。

また、平成12年度から始まった中山間地域等農業直接支払事業に積極的に取り組み、稲作を中心に水田を保全し、共同活動により水路・農道を維持管理することで貴重な農村環境を維持している。

### 現状と課題

栄村は、高齢化率が高く過疎化が進む中で、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加により、農業生産力の低下、農村の活力低下など多くの課題を抱えている。定住の促進、地域の活性化に向けて、農道や水路などの生産基盤を今後どのように維持管理、更新していくかは、地域の重要課題の一つである。

### 今後の展開方向等

農業従事者の高齢化・兼業化が進み、後継者不足により地域活力が低下する中、安定した農業生産を維持するため、遊休農地の発生防止や水路・農道などの農業用施設の適切な維持管理を行うとともに、村の風土に根ざした安全・安心な売れる農産物を消費者に供給できる体制整備、若者や女性が魅力を持ち活躍できる農業の確立を目指していく。

農業水利施設については、地域での管理体制の整備を図りながら、計画的に更新していく必要がある。

なお、活性化計画の計画期間内に農業用排水施設の整備を行うことにより、機能が確保された農地を5.0ha増加させることが可能となり、農業者人口の減少を抑制することで定住の促進につなげたい。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
栄村	志久見地区	基盤整備(農業用排水施設)	栄村	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
なし					

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
なし				

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

なし
----

### 3 活性化計画の区域

志久見地区(長野県下水内郡栄村)	区域面積	5.0ha	(別添図面)
<b>区域設定の考え方</b>			
① 法第3条第1号関係:  村の総面積27,151haのうち農林地面積は25,446haで93.7%を占めている。 また、当該区域の総面積5.0haのうち、農振農用地は5.0haで100%を占めている。			
② 法第3条第2号関係:  人口はH17→H22(3月31日現在の比較)で15.7%減少しており、農林業者の高齢化傾向からみて、定住を促進するためには農業生産基盤の整備が必要不可欠な区域である。 また、当該区域の受益に係る農家戸数は31戸であり、農業用排水施設の機能を確保し、農家人口の減少を抑制することで定住が促進され、農村の活性化に有効である。			
③ 法第3条第3号関係:  当該区域は、1集落、39世帯、人口90人(平成22年9月30日現在)で構成される山間地域である。 農振農用地に内在していることから、市街地を形成している区域は含んでいない。			

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

- ・目標とする5. 0haについて、農業用排水施設の整備により機能が確保された農地の面積を県・村共同で検証する。
- ・農林業センサス等により把握した現状の傾向に対して、目標については、統計資料や計数等により、計画期間内の受益地に該当する志久見地区の人口の推移を検証することとし、平成27年度実績数値と目標値の比較を行い、目標値の達成状況から、定住が促進されたかを県・村共同で検証する。  
【平成23年度当初＝88人(推計値) 平成27年度＝75人以上〔減少率15.0%以内に抑制〕(目標)】
- ・上記について、県・村共同で第三者の意見を聴取した上で、定住の促進について県・村共同で評価する。

### その他留意事項

- ① 都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ② 法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。